

## メロヴィング王朝における王権の性格

増田四郎

さきに私は、フランク王國史研究における若干の問題点を概観した際、メロヴィンガーの王権の性格、ひいてはその國家統一の意味内容を、あらためて再吟味して見る必要があることを指摘した<sup>(1)</sup>。本稿では、フランク王國史のみなおしという同じその線に沿って、特に王権の在り方に關し、すこしくちいいた考察をほどこしてみたと思う。

そのばあい、よくいわれるように、フランク王國、特にクロードヴィッヒ(在位四八一—五一一年)によるメロヴィンガー王権の確立にいたって、史上はじめて、(一)ローマ帝國的なるもの、(二)キリスト教的なるもの、(三)ゲルマン的なるもの三つの要素が融合し、その

三者が複雑にからみあいつつ、やがて新しい中世封建國家の王権の基礎を築きあげるのだとみる見解は、その限りではたしかに正當である<sup>(2)</sup>。しかし、歴史的に興味のあるのは、その「融合」の仕方が具體的にどうであったかという點である。のみならず、「メロヴィンガー王権」は、やはりそれ自體一つの歴史的産物であったはずであり、それをばらばらに分析して、これら三つの要素を別に考察することは、必ずしもその本質を正しくつかむ所以ではない。われわれの知りたいことは、そうした要素の分析ではなしに、むしろ全體としてみたメロヴィンガーの王権が、一つにはローマ末期の帝權や役人制の在り方と、いま一つには、のちのカロリンガーの王権、さらには他のゲルマン諸部族國家の王権の在り方と、基本的にどうちがっていたかを見定めることである。古代よ

り中世への轉換という問題を、いくぶんにも掘り下げたいと念ずる私としては、王や王の役人の権限ないし統治機構の一つ一つを、純制度史的に網羅的・平板的にとりあげたり、王や王族観・國家観などを、純精神史または理念史の問題として論議することは、さしあたっての關心事ではない。そうした視点からではなく、一方では王権が存立しうる社會經濟機構の一般的特性を豫想し、他方では諸豪・貴族にのぞむ王の態度、王の政策、王國の財政的基礎などを、できるだけ具體的に例示しつつ、ローマ末期の社會と侵入ゲルマン民族の社會との、兩方に足をふまえたこの王権が、中世世界へと變貌する實社會に、どのように即應していったかのあらましをあとづけてみたいのである。

私の豫想では、一般に王権の性格というものは、傳統的・理念的な王ないし王族観、つまり一般民衆が王や王族をどう考え、逆にまた王や王族が、みずからの地位を、民衆にどう考えさせようとしていたかといった問題をぬきにすれば、まず何よりもそれが立っている社會經濟的基盤によって、最も端的に規定されるように思われる。そしてまた、そのことが最も明瞭にうかがわれるの

は、おそらく王または王國の財政がどういう風にまかなわれていたかという點であろう。従って極端ないい方をすれば、古代から中世への轉換、中世封建社會の成立、などという學界のやかましい基本的テーマに對しても、一つにはこの財政制度の變遷という側面から、具體的に發言し解明しうるはずである。

ところが不思議なことに、制度國家であることを建て前としたローマ帝政期についてはとにかく、われわれの知りたいメロヴィング王朝時代について、財政史というものを、このような觀點から検討した著作は、寡聞にして私は知らない。これはおそらく、財政史そのものが一般にたちおくれているということにもよるが、それよりもむしろ、この時代についての統計史料の絶對的な不足、さらにはフランク王國の統治機構や社會經濟構造が、ロアール河を境とした南部と北部、また後者の東部と西部によって、著しい相違をしめし、法典や勅令の妥當領域、適用の實際などがおそろしく不詳であるため、單純な法制史的考察だけでは、到底その真相をつかみえないという特殊の事情に基因するものであろう。しかし、問題の一つのポイントがまさにこの點、つまり王や

貴族が立っていた財政的基盤の分析にあることは、<sup>(4)</sup>かし難いところである。それゆえ本稿でもまことに不充分ではあるが、できうる限りこの点を考慮した考察を試み、もって「王権の性格」というややもすれば抽象的・理念的に取扱われやすい課題が、實はその當時の社會經濟のうごきと、いかに密接不可分な関連をもっていたかの一端をしめしてみたいと思ふ。

(1) 拙稿『フランク王國史研究の問題點』(一橋論叢・第四二卷四號所收)

(2) 基本的にはフリッソ・ケルンの傑作 Gottesgnadentum und Widerstandsrecht im früheren Mittelalter. Zur Entwicklungsgeschichte der Monarchie. Leipzig 1915. のことを参照せよ。

(3) メロヴィング王朝の法制を最も網羅的・組織的に敘述しているのは、私の知る限り、F. Dahn: Die Könige der Germanen. Bd. VII, 3 Abteilungen. Leipzig 1894-95. が最も詳しい。メロヴィング王朝だけに二百頁近の敘述がなされている。

(4) 1'ニ例をあげて O. Höfler: Der Sakralcharakter des germanischen Königtums. in: Vorträge und Forschungen, III, Lindau u. Konstanz 1956, S. 75-104.; E. Ewig: Zum christlichen Königsgedanken im Frühmittelalter. in: Vorträge u. Forschungen,

III, S. 7-74.; C. Erdmann; Forschungen zur politischen Ideenwelt des Frühmittelalters. Berlin 1951. などが挙げられる。

(5) こうした観点からするメロヴィンガー王権の位置づけとして参照しなければならぬのは、基本的には H. Mitteis: Der Staat des hohen Mittelalters. 4. Aufl. Weimar 1953, S. 39-79. である。このほか必讀の文獻として、F. Steinbach: Das Frankenreich. in: Handbuch der deutschen Geschichte. Bd. I, Abschnitt 2, Konstanz 1957; R. Buchner: Germanentum und Papsttum von Chlodwig bis Pippin. in: Historia Mundi, Bd. V, Bern 1956, S. 133-172.; Ders.: Das merovingische Königtum. in: Vorträge und Forschungen, III, Lindau u. Konstanz 1956, S. 143-154. などが挙げられる。特に最後に掲げたブッフナーの短篇は、本稿をまとめるために大きな参考となった。なおブッフナーは若くして勞作 Die Provence in merovingischer Zeit. Stuttgart 1933. をあらわした人であり、ローマ末期の法制史・經濟史にかかわる學者であることを附記して置きたい。

(6) ヨーロッパ諸國の王ないし王族觀を考ふるば、その史料となるものがほとんどすべて聖職者の手になるものだといふ事實を、特に留意しなければならない。従つて思想統制力としてのキリスト教の力を充分高く評價すべきであると同時に、その根柢にある傳統的な考え方をみみおとしてならぬ。

- (7) 財政の制度や組織のあらましについては、前掲 Dahn: Die Könige der Germanen. Bd. VII, Abt. 3, S. 79—181. をみられた。しかしこれもわれわれの要求を満たしてくれる敘述ではない。
- (8) メロヴィング王朝時代フランク王國の地域差については、前掲拙稿『フランク王國史研究の問題點』をみられたい。

二

まずメロヴィンガーの王位というものが、現實にどのような考えられ、どううけつがれて来たかという問題からはじめよう。その際、クロードヴィッヒの偉業を可能ならしめた前提として、父王チルデリッヒ(在位四五七—四八一年)の王位が當然問われるべきであるが、チルデリッヒの治世には、いまだゲルマン・ローマン兩民族をふくむ「フランク王國」(Regnum Francorum)とはなっていないから、たとえ強力な部族王権が存在したとしても、ここでは一應クロードヴィッヒ王以降を考察の対象としたい。<sup>(9)</sup>

さて、クロードヴィッヒの即位(四八一年)以降、ピピンのクーデター(七五一年)にいたるまでの二七〇年間

のメロヴィング王家の王位繼承を大觀するに、一、二の例外があるにせよ、とにかくつぎのような特徴が、まずまず一貫して保持されていたことがわかる。すなわちローマと比較したばあい、ローマ末期の皇帝というものが、いわば皇帝個人の政治的・軍事的力量、ないしは皇帝個人と軍との結びつきに依存していたのに反し、フランクの王は、あくまでも王たるものの家柄またはジッペ、つまり "stirps regia" が中心であり、王族たるカリスマをもつ「家柄重視」のゲルマン的傳統が、決定的な重みをもつて、執拗に墨守されていた。<sup>(10)</sup> しかしまた、これを古ゲルマン時代の王權とくらべると、そこに大きな變化がみられる。すなわち古くから存在した大小多数の舊貴族(Volksadel)のジッペ、いいかえればいわゆる Heidengeschlecht のカリスマが、この時代にはいと著しく弱められ、ガウ(Gau)またはpagus)の小王(Gau-könig, Kleinkönig)中より一人の王をえらぶという選王の原理がまったく後退して、王位の繼承權がもっぱらメロヴィング王家のみに獨占されていたことがわかる。

こう考えると、メロヴィンガーの王權は最初から安定していたかのように聞えるが、すくなくとも當初は、決

してそれほど強大であったのではない。年齒わずか十五歳で即位した青年クロドヴィッヒ王の相づく征服の成功は、單に彼の個人的力量や用兵の妙だけに依るものはなかった。ましてやゲルマンの王として、蠻勇をふるって侵略した結果ではない。特にローマ屬州民に對しては、グレゴール・フォン・トゥールも明記しているように、東ローマ皇帝アナスタシウスから、ローマの役人である「コンスル」の官職を與えられ、*“consul aut augustus”* の名において遠征し支配權を行使したのであり、いわゆる「征服」の背後ではたらいたカトリック司教たちの助力も、豫想外に大きかったのである。<sup>(14)</sup> つまみ、クロドヴィッヒの國家統一には、(一)ローマの官職的なるものと、(二)カトリック教會の指導者層の協力とを、絶対に無視できないのであるが、それにもかかわらず、メロヴィング王家の神聖な魔術的力の根據は、徹頭徹尾ゲルマンの傳統に依存し、クロドヴィッヒをはじめ他の諸王も、このことを自覺していたといふことができる。

例えば、「波うつ長髪と長髯」が王族たるものの外貌の特徴と考えられ、<sup>(15)</sup> 嫡子のない時には、庶子の相續をも認

めて、とにかくも男系の血統を維持しようとする<sup>(17)</sup>、さらには古ゲルマンの神々の王ウオータンにつながる<sup>(17)</sup>と傳えられる長槍 (*Lang*) の授受をもって、王權授受のシンボルとなし、<sup>(18)</sup> 即位の際は、戴冠式ではなしに、牡牛の曳く儀裝車に乗って、領内を巡幸する儀式が保たれていたとき、まったくゲルマン的風習の連續というのほかはない。

ローマのセナートの貴族の出であるグレゴールなどには、個人の力量ないし官職ではなく、ただ一つの家柄だけが絶大な魔術的力を獨占しているという考え方が、いかにも不可解であつたらしく、クロドヴィッヒが、同じサリ族の有力な舊貴族であつたカラリッヒ (*Chararich*) なるものと呼んで、強制的に剃髮せしめて聖職につくことをすすめ、もつてカラリッヒの家柄のもつカリスマを排除し、王位をねらう危険を根絶しようとした事件を、シンボリックな素朴な蠻族の遺風として、まことに興味深く敘述している。<sup>(19)</sup> このことは、即位にみる巡幸の風を「田舎ものの風習」(*rusticus mos*) と評したアイマンハルトの敘述とともに、<sup>(20)</sup> ローマ的教養人の率直なゲルマン觀として重視されるべきであらう。

のみならず、カラリッヒの一族にまつわる逸話が示唆するところは、われわれにとってきわめて重大である。

なぜかならば、この話は、メロヴィンガー王権の確立が、フランク舊貴族のカリスマをできるだけ消滅せしめ、その多くを聖界に轉出せしめることによってなしとげられた、という一面を立證しているからである。いいかえれば、舊來の、いわば互角の地位にある貴族群の所領をうばって、一般民衆の地位に低下せしめたのではなく、世俗的支配者としてのカリスマをうばったに過ぎないのであり、そのことによってメロヴィング王家は、王家への奉仕を基準とした新貴族 (Dienstadel, Neudadel) 中心の支配體制をうちたてたのである。そのばあい「新貴族」の中には、いうまでもなくカリスマをうしなした舊貴族が、眞の意味での新貴族とともに、王室に登用されていたのであり、「貴族」というものの「法的根據」(Rechtsgrund) がメロヴィンガー本位のものに變化した(21) とうに過ぎない。従って、メロヴィング王家の登場とともに、一切の舊貴族がその經濟的基盤をもうしなすってしまったのだと解するのは、大きな誤りである。それどころか多くの舊貴族には、剃髮して聖職者となり、教會

支配を通じて、やや變質した家柄の權威を、大所領とともに温存する途がのこされていた。このように教會や修道院は、舊ローマ貴族の大土地所有を温存する場であつたと同様、ゲルマン舊貴族の地位をも維持するための絶好の場であつたのである。(23)

つぎにメロヴィング王家の婚姻關係をみるに、ここでもまた、驚くほど強くゲルマン的な精神が維持されていたことがわかる。(24) フランク王國では、他のゲルマン諸部族國家とはちがひ、ローマ人もフランク人も、ともにカトリック教徒であつたところから、一般民衆の通婚を公認し、兩民族の混血融合がさかんにおこなわれ、ナシヨナリティーによる差別觀はほとんど認められなかつたと考えられるが、それにもかかわらず、王族だけは、ほとんどすべてゲルマンの王族・貴族とのみ結婚するという傳統がまもられた。二百七十年間にただ一度だけ、テウデベルト一世(在位五三三—五四八年)がローマ人の婦人デオテリア(Deoteria)なるものを一時その妃としたことがみえるが、この際には、フランク民衆の猛烈な反感を買って、まもなく王はランゴバルド王族出身の妃をめとらざるをえなかつた。(27) つまりメロヴィング王家は、民

衆にはローマ人との通婚を公認ないし奨励しながらも、王家だけは、カトリック対アリウス派という宗教的対立を越えて、東ゴート、西ゴート、チューリッガー、ランゴバルドなど、他のゲルマンの諸王族とのみ、婚姻関係を結んだことがわかる。<sup>(28)</sup>

同じ精神は、王族の名前のつけ方にもあらわれており、グレゴール・フォン・トゥールが伝えるメロヴィンガーの王族男子三十五名、女子八名のうち、非ゲルマン的な名前をもつものは、五七五年にチルペリッヒ一世の子として生まれたサムソン(Samson)と、七一五年に即位したチルペリッヒ二世の幼名ダニエル(Daniel)の二つだけである。<sup>(29)</sup>しかしこの二例も、前者は父王がトゥールネーの城でジギベルト一世に包圍されている危急存亡のさなかに城内で生まれ、トゥールネーの司教に洗禮をうけたという特殊事情による聖書からの命名であり、<sup>(30)</sup>後者は、即位するまで聖職者であったことから生じた幼名にすぎないのであるから、メロヴィンガーの王族名は、やはり徹頭徹尾ゲルマン風であったと考えてさしつかえない。

このように王位についての考え方やその継承の仕方、

あるいは王族の命名法などが總じてゲルマン的であったということとは、四九六年と推定されるあのクロードヴィッヒの改宗の動機、そのねらいについて、大きな疑問と多くの問題を投げかけるであろう。<sup>(31)</sup>その吟味のためには、アレマン族との戦闘の状況、フランク宮廷の勢力関係、クロードヴィッヒが置かれていたいわば私的な精神状況なども、詳細に顧慮されなければならぬ。従ってここではそうした動機の問題を詮索するいとまはないが、すくなくとも結果的にみれば、あの「改宗」という世界的事件は、要するにゲルマン、ローマン両民族を“homines Franci”となし、王家を中心に、新しい次元における「新貴族」——すなわち王家への奉仕を基準とした *Dienstadel*——の一群を創出し、そのことによつて、ここに實質上の貴族支配の上に立つ一つの「フランク王國」という全體意識を築きあげるのに役立つ作用をもたらしただといえるのではなからうか。<sup>(32)</sup>つまり、宗教的融合なくしては、フランク王國の全體意識は生まれず、新しい次元での王國の貴族群も成立しえなかつたのである。ところが、それにもかかわらず、メロヴィング王家の政策の中に、カロリング王家がもっていたような

積極的な宗教的ミッションを讀みとることはきわめて困難である。その理由の一つは、明らかに王權の性格の差によるが、いま一つには、教皇權をもふくめての政治情勢の變質に注目しなければならぬであらう。いずれにしても、メロヴィンガー初期の段階では、たかだかゲルマン的な王權とカトリック教會との利益共同體が、一つの新しい歴史的創造物をうみ出す母胎をつくり出したといふるに過ぎない。そしてそれが「古代的なるもの」にわかれを上げ、「中世的なるもの」に足をふみいれる體制をあらわしたしたのは、六世紀中葉のテウデヘルト一世（在位五三四—五四八年）の絶対主義的傾向を経て、七世紀初頭の貴族群の反動が決定的となつて以降、すなわち七世紀にはいつてからのことであつた。

(9) クロードヴィットによる國家統一の前提として父王テウデリックの王權伸張を重視すべきであるとの主張については、A. Dopsch: *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung*. Bd. 2, 2. Aufl. Wien 1924, S. 58. をみよ。事實、ナルネリックがテウデリックで鑄造した貨幣面には、蠻族の王として異なる「CHILDERIC REGIS」なる文字が刻まれている。この事情の詳細については、W. Schultze: *Deutsche*

*Geschichte von der Urzeit bis zu den Karolingern*. Bd. II, Stuttgart 1896, S. 51—54. をみよ。

(10) ゲルマン王權の成立とローマの影響については、古典的な文獻 H. v. Sybel: *Entstehung des deutschen Königthums*. 2. Aufl. Frankfurt a. M. 1881. がなお参照すべき多くの示唆をふくんでゐる。特にその第三章第四節フランケン項をみよ。

(11) そのあらましについては、弓削達『專制君主制期のローマ皇帝』（『歴史學研究』第二三三號所收）参照。

(12) 古ゲルマンの家柄重視の傳統については、拙稿『古ゲルマン社會の基本構造』（『西洋封建社會成立期の研究』所收）をみられたい。また支配者の地位にまつわる「神の恩寵思想」(Gottesgnadentum) は、ローマ皇帝にも、ゲルマン王權にも、そしてまた中世の王權についても考えられるが、その起源や性格はそれぞれ別個のものであり、皇帝權とゲルマン王權とを同じ次元で考えることは不可能である。ましてやキリスト教的な恩寵思想と同一視することはできない。

(13) H. Planitz: *Deutsche Rechtsgeschichte*. Graz 1950, S. 13f. 参照。

(14) Gregor v. Tours: *Historia Francorum*. II, 38: *Igitur ab Anastasio imperatore codicillos de consolato accepit,....., et ab ea die tanquam consul aut augustus est vocitatus.* 上の註「Flavius Theodericus Rex」と同じ公けの稱號をとみよつていた東ゴート王國の

- テオドリック大王と比較して興味深いものがある。
- (15) カトリックへの改宗(四九六年)以前における王と聖  
界有力者との密接な関係。特にAvisus von Vienne, Re-  
migus von Reims, Vedastes von Arras など(ハインリッ  
ヒ・シュルツ) 前掲 W. Schultze: Deutsche Geschichte.  
Bd. II, S. 68 f. を参照。
- (16) ゲルマン人の髪型(フリス)は K. Sudhoff: Art.  
Haarpflege und Haartracht. in: J. Hoops' Reallexikon  
der germanischen Altertumskunde. Bd. II, Strassburg  
1913-15, S. 345 f. 参照。なお Einhard: Vita Karoli  
magni. c. 1. を参照。
- (17) 具體例として Gregor von Tours: Hist. Francorum.  
V, 20. を参照。
- (18) Gregor von Tours: Hist. Francorum. VII, 33:  
Gunthramus data in manu regis Childerberthi hasta,  
ait: , Hoc est indicium, quod tibi omne regnum me-  
um tradedi.....' など(長槍の神聖)については、拙稿『古  
ゲルマン文化連続性の問題』(『獨逸中世史の研究』所収)  
を参照された。
- (19) Gregor von Tours: Hist. Francorum. II, 41.
- (20) Einhard: Vita Karoli magni. c. 1. 参照。
- (21) もちろんわれわれは、すべての舊貴族がこのようにして  
温存されたとは断言するのではない。すくなくともこのよ  
うなケースで温存された舊貴族も少くなかったと主張して  
いるだけである。これについては H. Mitteis: Der Staat  
des hohen Mittelalters. 4. Aufl. Weimar 1953, S. 49 f.  
を参照された。
- (22) ローマ貴族の轉生については、拙稿『古代末期のガリ  
ア社会』(『西洋封建社会成初期の研究』所収)を参照され  
た。
- (23) H. Mitteis: a. a. O. S. 50 f. 参照。
- (24) 婚姻政策については、前掲 R. Buchner: Das mero-  
vingische Königtum. S. 146 f. を参照。
- (25) これはその日常生活(フリス)の差別的観がなかつた  
へ、すくなくともオニシマルな形での差別観がなかつた  
ことの意味である。この点については H. Dannen-  
bauer: Grundlagen der mittelalterlichen Welt. Stut-  
tgart 1958, S. 94 f. を参照された。
- (26) 實はこのほかに、もう一例がある。それはマントライ  
王(在位五六一—五九二年)がヴェネランダ(Veneranda)  
と云うローマ人の家婢(ancilla)を妾とした例である。こ  
かしこれは正妃ではなかつたが(フリス)は特にそのあげる  
要がなかつた。Gregor v. Tours: Hist. Francorum. IV,  
25. 参照。
- (27) この王妃がサイマンサトリス(Wisigardis)である  
マンチンヌ王(ワハ)の娘である。この點  
については Gregor v. Tours: Hist. Francorum. III,  
22—27. に詳しい。
- (28) このようなゲルマン的同胞感情の傳統については、一  
般的には K. Wührer: Germanische Zusammengehö-

rigkeit. Teil I, Jena 1940. 244p.

(26) R. Buchner: a. a. O. S. 147. 148p.

(27) Gregor v. Tours: Hist. Francorum. V. 22.

(31) クロードヴァンヒエ王の改宗の年代についての最も徹底した史料批判は、W. Levison: Zur Geschichte des Frankenkönigs Chlodowech. in: Aus rheinischer und frankischer Frühzeit. Düsseldorf 1948. S. 202—228. 203p.

(32) この見方については、F. Steinbach: Das Frankenreich. S. 20 f. 参照。なお私がこゝで「貴族支配」(Adels-herrschaft)と云う表現を用いたが、その内容は、古ゲルマンの貴族支配やローマ末期の貴族支配と質的に異なるものであることを留意されたい。カトリックの媒介なくしては、フランク王國の貴族支配はなりたちえなかつたのである。

### 三

前節でみたように、王権ないし王族についての考え方がすぐれてゲルマン的であつたということは、直ちにもつて、王権の基礎や國家統治の機構までもがゲルマン的であつたという保證にはならない。現にメロヴィング王家が統治した廣大な領域には、一方には、國民のほとんどがローマン系の屬州民であるようなロアール河以南の

地方があり、他方には、フランクその他のゲルマン系諸族が比較的稠密に定着したセーナからライン、モーセルにかけての地方があつて、その中間には濃淡さまざまの混住地帯がはさまつており、しかもフランク族が最も密集していたと想われるワローニエン<sup>(33)</sup>(今日のベルギーの地方)と北フランスにおいてさえ、その密度は全住民のせいぜい一五—二五パーセント以上には出なかつたと推定されているのであるから、フランク王國全體としてみれば、フランク族の占めるパーセンテージは、いくら高く評價しても、一割には到底達しえなかつたと判断するのが妥當のようである。もしこれが正しいとすれば、こうした人口比率と、その極端な地域差とに思いあわせて、この國を統治する政治のシステムというものには、どうしても傳統的なローマの役人制度をそのままに利用するのでなければ、建國創業の秩序は保ちえず、またそうすることが最も安易かつ賢明であつたというのほかはない。<sup>(35)</sup>

しかし、それではローマ末期のどのような役人制度が、どういふかたちで、メロヴィング王朝期にうつがれたのかという具體的な問題になると、これまた地域に

よってきわめてまちまちであり、その全貌を一括して論ずることは、はなはだ困難である<sup>(38)</sup>。それにしても、例えばローマ末期に、都市中心の、その周邊領域をもふくむ行政単位としてのキーヴィタース (civitas) の制は、ロアル河以南では、すくなくとも六世紀末または七世紀初頭にいたるまで、そのままに存続し、市参事會すなわちクーリア (curia) やデクリオ (decurio) の制度はもちろん、都市の市民にしてキーヴィタース内の小土地所有者であるいわゆる "Romanus possessor" は、あたかもローマ以来の社會的・法制的地位のゆえに、フランク部族法典の規定では、いわば特定の公的な身分階層として把握されたのである<sup>(37)</sup>。

ところがロアル河以北、とりわけ王國の東北部、すなわちアウストリア (またはアウストラシア) の地域となると、もともとローマ以来の都市の数も少く、従って「キーヴィタース」の單位も、南ガリアにくらべて、はるかに廣大なものが多かった。そのため、ゲルマン系諸族の侵入・定着とともに、古いキーヴィタースは、六、七世紀の経過のあいだに幾つかの小單位に分裂し、その結果、ここにローマ的な意味とは質的に別個な、いわば

農村的地域單位である「バーグス」 (pagus, またはドイツ語的表現である Gau) を形成するにいたった<sup>(38)</sup>。そしてこのバーグスという本来ケルト的な、しかもそれが「ガウ」と等置されるという意味でゲルマン的な地域單位の名稱<sup>(39)</sup>が、メロヴィング王朝の経過のうちに、南ガリアの全域にも普及し、例えば "civitas Parisiorum" が "pagus Parisiacus" と呼ばれるように、七世紀後半までには、大體においてバーグス (またはガウ) が國家行政の基本的單位になりあがったものと考えられる<sup>(41)</sup>。そしてその代りに古い「キーヴィタース」という名稱は、ちょうどその頃から顯著となった教會制度の普及・整備にともない、主として司教座 (Bischofsitz) の所在地である「都市そのもの」を指す特定の名稱に變っていったのである<sup>(42)</sup>。

ある一定の地域——すなわち地縁團體または古來の行政單位の地域的まとまり——の名稱にうかがわれるこのような變化は、實は北部ガリア的要素の漸次的な強化ないし普及を示唆するものであり、七世紀のうちに、古代的な「都市」中心の行政の在り方が、實際にはとにかく、すくなくとも形式的には、バーグスマたはガウという農村諸領域を基準とした名稱にかわり、狹義の都市の多く

が聖界の中心に橋渡しされたことを意味する。<sup>(43)</sup> 従ってキ  
ーヴィタースを基準としたローマ末期的な役人制も、地  
域による遅速の差はあっても、結局はバーグスを基準と  
したそれにきりかえられざるをえなかった。そしてその  
ような役人制きりかえの新しい軸となったのが司教  
(episcopus) と伯 (comes, Graf) であるが、中でもこ  
の「伯」なるものの性格如何ということが、今日の學界  
の大きな論議的となつているのである。<sup>(44)</sup>

メロヴィング王朝時代の伯 (ラテン語用法では index  
comes として史料にあらわれる場合が多い) なるものが、す  
くなくとも七世紀初頭以前において、もっぱら官職的  
ものであつたか、それとも豪族的なものであつたかとい  
う問題のためには、<sup>(45)</sup> 初期メロヴィンガー王権の性格を  
みきわめるための一つのメルクマールであることは疑い  
を容れない。しかし私の考えでは、このような問題提起  
は、一つにはその史料の性格のゆえに、いま一つにはそ  
の史實の地域差のゆえに、もともと一律に律し難いもの  
のように思われる。<sup>(47)</sup>

例えばグレゴール・フォン・トゥールによると、伯を  
はじめ主要な諸職は、ローマ末期の官職と類似のものと

して取扱われており、原則として王の意志により自由  
に任免でき、また退官した伯などを、ローマ風に「前伯職」  
(ex comitatu)、「前官宰職」(ex domesticu) などと呼ん  
だことがわかる。<sup>(48)</sup> そのほかにユージェックス (iudex) ない  
しグラフィーオ (Grafio) には官職的な色彩がつよかつた  
という證據は、種々の史料から推測可能である。<sup>(49)</sup> しかし  
そうだからといって、すべての初期の伯職がローマとま  
ったく同様に、王の意志一つで任免可能なものであつた  
かというに、史料は必ずしもそれを立證しない。すくな  
くとも單なる官僚として法制的に任免の自由をもつてい  
たとは考えられない。なぜならば、伯となつた人物の系  
譜を多少とも個別的に調べてみると、その多くは各所に  
大所領をもち、おそらくそのゆえに官廷に重く登用され  
ているような、實質上の貴族であつたことがわかるから  
である。<sup>(50)</sup> もちろんそれら貴族の中には、當初官職貴族で  
あつたものもあるうけれども、中には明瞭に自生的な豪  
族、すなわち Uradel が官職を兼ねていた事例も決して  
稀れではない。

要するに伯や公 (dux, Herzog) となつた人物の中に  
は、ローマのセナト的貴族、ゲルマンの舊貴族、並び

にメロヴィング王家の擡頭によって奉仕・戦功を通じて成り上った新貴族など、種々の要素がふくまれていたというのほかに、それが法制的に表現される際には、ローマの諸制度觀念との連続において、官職的ならわされたのだといえるようである。従って、ゲルマン的な表現である *Grafio, thunginus* などは、ラテン語的なそれである *index, comes* などとともに、すくなくともメロヴィンガー初期には、権限ないし性格内容の地域差を伴いつつ、恐らく並存していたのであり、それが七、八世紀のあいだに、伯 (*index, comes*) というフランク的な地位に融合してしまつたのではなからうか。そしてこの「伯」が、司教その他の地位とともに、フランクの一般的な制度となろうとした時には、すでにあの六一四年のクロタール二世(在位五八四—六二八年)の有名な勅令にみる<sup>(31)</sup>とき、<sup>(31)</sup>實質上、その土地の豪族をもつて伯とせざるをえぬ情勢にたちいたつていたものと考えられる。メロヴィンガー朝の「マグナ・カルタ」とさえいわれるこの勅令發布以降は、ますます豪族的なものがはびこり、主権はもっぱら豪族の分立主義の上に維持されなければならなかつた。従つてこの勅令は、各地域の豪族——舊

貴族・ローマ貴族・官職貴族をふくめて——支配の勝利をしめすモニュメントにはちがいないが、それ以前の伯などをもつて、單純にすべて官職的なものであつたと斷ずることは、クロードウィッヒの國家統一の過程並びに上述した最近の個別研究に照して、はなはだ危険であると思う。

(33) フランク王國內部の民族的・部族的ヴァリアリイアティイについては、カロリング王朝期に重點を置いた研究ではあるが E. Zöllner: Die politische Stellung der Völker im Frankenreich. Wien 1950. が大いに參考となる。

(34) この推定は W. von Wartburg: Umfang und Bedeutung der germanischen Siedlung in Nordgallien. Berlin 1950. S. 32. にある。なおこの推定に對しては多くの異論が提示されているが、いずれもこれを下廻るマンテーニヒの F. Petri: Zum Stand der Diskussion über die fränkische Landnahme und die Entstehung der germanisch-romanischen Sprachgrenze. Darmstadt 1954. 參照。

(35) 一般的には E. Ewig: Das Fortleben römischer Institutionen in Gallien und Germanien. in: Relazioni del X Congresso Internazionale di Scienze Storiche. Vol. I, Firenze 1956. S. 549—586. をみよ。

(36) 従来はフュスネル・ドゥ・ターランジュにしても、フ

キリッタンヌ・ターンに於いて、ハントした問題を扱、その中でも一般的・純法制度史的に論じ過ぎたものがある。今日ではむしろその逆に、同一名稱の役人でも、地域によつて代に於いて、大きな差があったことが明らかになつてゐる。また、その一例として、R. Sprandel: Dux und comes in der Merovingenzeit. ZSRG. GA. Bd. 74, 1957, S. 41—84; Ders.: Der merovingische Adel und die Gebiete östlich des Rheins. Freiburg i. Br. 1957. を挙げておきたい。

(25) Lex Salica. c. 41, 6 (H. Goffekens Ausgabe, S. 41). 本邦“Romanus possessor”の尺牘の條に於いて、H. Dannenbauer: Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich. in: Grundlagen, S. 94—120. に詳しい。

(26) その具體例を最も詳細な個別研究の好例は、E. Ewig: Trier im Merowingereich. Civitas, Stadt, Bistum. Trier 1954; Ders.: Civitas, Gau und Territorium in den Triertischen Moselländern. Rhein. Vjb. Bd. 17, 1952, Heft I, S. 120—137. である。殊に前記に於いたれた多々の附圖を挙げておきたい。

(27) この用語の變遷については、S. Rietschel: Art. Gau, in: Hoops' Reallexikon der germanischen Altertumskunde. Bd. II, Strassburg 1913—15, S. 124—126. を挙げておきたい。

(28) H. Dannenbauer: Grundlagen der mittelalterli-

chen Welt. S. 107, Anm. 37.

(41) この時代の政治・法制史に詳しいシントニスは、このような名稱の變化とは別に、ローマ末期の都市制度、特にクーリアやデーフエンソール(defensor)が七世紀末まで存続して、ようやく八世紀のうちにそれが消滅して、役人の一部は司教の、他は伯(グラーフ)の下級役人に變質した。このことは、W. Schulze: Deutsche Geschichte von der Urzeit bis zu den Karolingern. Bd. II, Stuttgart 1896, S. 391 f. 參照。

(42) 一般に、S. Rietschel: Die Civitas auf deutschem Boden bis zum Ausgang der Karolingerzeit. Leipzig 1894. を挙げておきたい。

(43) このまじりもなぐ、ローマ末期のキープヴァースが、この司教座の所在地となつたのではない。教會制度の整備とともに、司教座となりえなかつたものも多く、また民族移動期のもつた城砦、すなわちcastellum, castra, vicusに變じたものも少なくない。

(44) 例として、R. Sprandel: Dux und Comes in der Merovingenzeit. ZSRG. GA. Bd. 74, 1957, S. 41—84; E. Frh. v. Guttenberg: Index h. e. comes aut grafo. in: Festschrift Bd. E. Stengel, Münster u. Köln 1952, S. 93—129. を挙げておきたい。

(45) これは、このまじりもなぐ、六一四年一〇月一八日付のカロタル二世の勅令を豫想してゐるからであり、この勅令以降は、その土地の豪族・貴族が伯となるのが通常であつ

た。

(46) もちろんこのばあい、「豪族」といっても、最初官職を得たものが豪族化したものか、それとも本来自生的な豪族——Uradel——であったものがそのまま存続していたものかという問題は未解決のまま残る。この兩者のみわけは、實際問題としてきわめてむずかしい。

(47) 地域によって、同じ伯職の権限ないし性格に大きなひらきがあり、特に東北部の伯には軍事的性格が強かったことについては、例えば H. Mittreis: *Der Staat des hohen Mittelalters*, 4. Aufl., S. 44 ff. など主要領よくまとまらねばならぬ。

(48) Gregor v. Tours: *Hist. Francorum*, IV, 3, V, 24.

(49) 前掲註(44)に掲げたツァンテンブルクの論文参照。

(50) 具體例については R. Sprandel: *Der merovingische Adel und die Gebiete östlich des Rheins*, 第一章および第二章、並びに K. F. Stroheker: *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, Tübingen 1948. 附録の各貴族の略傳をみよわされたい。

(51) Altmann u. Bernheim: *Ausgewählte Urkunden*, 5. Aufl. Berlin 1920, S. 2: *Et nullus iudex de aliis provinciis aut regionibus in alia loca ordinatur; ut, si aliquid mali de gutbuslibet condicionibus pertraverit, de suis propriis rebus exinde quod male abstulerit iuxta legis ordine debeat restaurare.*

#### 四

國家統治のアパレートとしての役人制の内容が、大雑上のようなであったとして、つぎに王権が立っていた經濟的基礎は、いかなるものであったらうか。

この重要な問題を徹底的に解明するためには、すこし議論が飛躍するようにうけとられるかも知れないが、われわれはどうしても、王國各地域の一般民衆の生活様式、とりわけ南北兩ガリアの集落形態の差と、その上でのぞむ大土地所有者または貴族の在り方を考え、ひいては民衆や貴族たちのエートスの差の問題にまで掘りさげて考察する必要がある<sup>(52)</sup>。しかし本稿ではその問題を詳述するいとまがないため、ごく簡単に、王國または分國の財政が立っていた一般的な様相を概観するにとどめたいと思う。

その際、かなりはつきりと指摘できることは、經濟史的にみて王國の基盤が、大ざっぱにいつて南と北とは本質的な相違をしめし、いわば經濟生活の二元主義(Dualismus)が嚴存していたという點である。すなわちローアル河以南の地域には、ローマのセナートの貴族

が、昔ながらに大土地所有者として独自の地盤を形成している一方、<sup>(53)</sup> 國家收入の財源は、そうした大土地所有者というよりも、むしろ主としてローマ以來の「都市」に住むいゝゆる Romanus possessor (あえていえば小土地所有ブルジョワジー) の階層をつかみ、貨幣による租税(地租および人頭税) 收入と關稅その他に依存せざるをえなかつた。<sup>(54)</sup> もちろんローアル以南の地域といつても、地方によつてかなりの差が認められるであろうが、ルドルフ・ブッフナーが調べたプロヴァンス地方などでは、八世紀にいたるまで、經濟活動の様相は「まったくローマ的」(ganz und gar römisch)であり、ローマ的意味での貨幣經濟、都市中心の生活が、そのままにつづいていたと結論されている。<sup>(55)</sup>

もしそのように經濟生活の様相や水準が、一般的・常識的にみて、北ガリアよりも南ガリアとりわけプロヴァンス、セプティミアなどの方がはるかに高かつたといふるならば、そしてそこに地中海貿易や都市文明の名残が嚴存したと考えられるならば、その點にこそ、フランク分國の王たちが南部の分割を重視し相争つた最大の理由が存するのであり、南部の租税および關稅收入の確

保が、かれらの大きな目標であつたのである。<sup>(56)</sup> その意味で分國の原理は、北と南で大きなひらきがあつたことがわかる。<sup>(57)</sup> すなわち北部、特にアウストリア(アウストラシア)の地方には、ローマの傳統弱く、都市は未發達であり、前述したように新しいかたちのバグスが簇生する傾きが強く、農村支配という體制の確立が、その地の貴族・豪族の基本的目標となつたのである。そのためセーヌ、ライン間では、貴族(王をもふくめて)のイニシアティブによる開墾村落の設定、内陸植民の促進といふことが、かれらの支配權を伸張する手段と考えられた。<sup>(58)</sup>

このようにしてメロヴィンガーの初期には、王國財政の基盤は、ローマ的・貨幣經濟的なものと、フランクまたはゲルマン的・實物經濟的なものとの、どちらに踏みきつてよいかみわけがつかないような、經濟の二元主義の上に立つていた。そしてこの情勢を、ローマ的なかたち、つまり貨幣による租税・關稅徵收の方向にもつて行くこととつとめたのが、あの一種の絶対主義政策を企てたテウデベルト一世(在位五三四—五四八年)であつた。すなわち王は、ローマの貴族群にそのかさされて遠大な遠征の計畫をたて、そのプランは東の方バイエルン、プロ

ヴァンスから遠くビザンツにまでも及んだといわれるが、そのことと相應するごとく、かれはローマ皇帝をまねて金貨の鑄造を命じ、ローマ人バルテニウス (Partienus) を登用してその進言を容れ、フランク人からも、ローマ人同様に租税 (人頭税と地租) を貨幣でとりたてようと企てた。この計畫は、王の急死によって挫折し、バルテニウスはまもなくフランク人に殺害されたが、もしこの時、このような計畫が實施されていたならば、フランク王國のすすむ方向は別の進路をとり、他のゲルマン部族國家、特に東ゴートや西ゴート、ヴァンダル等諸國家のごとく、社會經濟機構の脆弱性をさらけ出してしまったかも知れない。<sup>(61)</sup>

とにかくテウデベルト王のローマ模倣的な、一種の普遍主義的な政策の夢は、あえなく失敗におわった。しかしやがてまもなく、國內の貴族主義を徹底的に打破して、強大な王権を主張しようとする計畫が、複雑な私的怨恨を織りまぜて、ジギベルト一世 (在位五六一—五七五年) の妃であり西ゴート王女の出であるブルンヒルト (Brunhild) の側からもちあがって來た。そのため六世紀末葉の王國政情は、まったく亂麻のごとき内亂情態にお

ちいったが、結局はブルンヒルトの失脚となり、ここにもっぱらアウストリア地方貴族の分立主義を中心とする王國の新體制が公認された。そのモニュメントともみるべき文書が、さきにも觸れた六一四年のクロタール二世の勅令である。<sup>(62)</sup>

それゆえ大局的にこれをみれば、二度にわたる親ローマ的、あるいはローマ制度模倣的な國家へのきりかえの失敗こそ、フランク王國の將來を運命づける決定的な契機であったのであり、新しい世界をきりひらくための社會經濟史的原因、つまり「封建社會」という社會構成の上に王國をうちたてざるをえない轉換期であったともいいうる。その意味では、ビレンヌのいうようにアラビヤ人の侵入を俟たずとも、「中世封建社會」への途は、すでに七世紀初頭に一應約束されていたのである。そしてまさにこの點にわれわれは、西ゴート、東ゴート、ヴァンダル等諸王國の體制の在り方との根本的なひらきを認めることができる。

こうして七世紀の二十年代からは、もっぱらアウストリア貴族のイニシアティヴによる政治がおしすすめられ、かつてはシャグリウスの國、西ゴート、ブルグンド、

プロヴァンス、セプティマニアなどに向けられていた王國の關心は、アウストリアを基點として、アレマンネン(シュワベン)、チューリングゲン、バイエルンなど、農村的・ゲルマン的な地帯に向けられることとなった。のちにカロリング王朝をひらくピピンの家柄とメッツの司教アルヌルフの一族とが結合して、宮宰家不動の地盤を築くにいたったのも、あたかもこの地方においてであり、この時期においてであった。そしてその時期、つまり七、八世紀が、丁度私のいう原初村落(Urdorf)が人口の漸増をしめして「集村」(Gewandorf または Dorf-siedlung)をつくる時期と合致しており、ここにセーヌ、ラインには生まれた諸地方に根をはる、生活水準こそ南方とくらべて低いかも知れないけれども、農民の共同體としての村落と、その上に立つ豪族との、國家形式的な紐帯が、しっかりと植えつけられることとなったと考える。

カロリング王朝の基盤は、まさしくこの地域に發し、都市や貨幣經濟ではなしに、實物經濟的な村落と、その秩序の擔い手である大小無数の諸豪への人的つながりに基礎を置く政治的形體の擴大に全精力がそそぎこま

れた。カール大帝の出現は、このような背景を前提していたのである。

その意味では、メロヴィンガーとカロリングアの兩王朝の社會經濟的基盤は、地域的にも質的にも大きなひらきをしめしている。政治の中核ないし重點は、北方にきりかえられ、經濟生活の面でも一種の「再ゲルマン化」(Regermanisierung)の基盤ができた。のみならずカロリング王朝期にはいると、國際政治のホリゾン트가大きく變つて來たため、異教徒をキリスト教化するという宗教的なミッションを、國家が背負わざるをえなくなつて來た。しかし本稿では、その経緯や内容を論議することはできない。また集落形態の研究や、個々の豪族が立っていた支配權の具體的分析などは一切別稿にゆずり、<sup>(66)</sup>ここでは以上の粗雑な考察をもって、ひとまず王權を中心にしたメロヴィンガー王朝期の考證をおわりたいたいと思う。

(52) 七世紀を轉期とする「中世」へのきりかえと、エートヌの變化については、F. Steinbach: Das Frankenreich S. 21-31. のすぐれた敘述をみられたい。また集落形態と貴族支配の關係については、いづれ稿をあらためて考證し

(89) メロヴィング王朝における王権の性格

- たんと考えている。さしあたり拙稿『中世初期シヤローマンの貴族支配—村落團體と貴族支配についての一考察』(『西洋封建社會成立期の研究』所収)を参照せよ。
- (32) 詳しては K. F. Stroheker: Der senatorische Adel im spätantiken Gallien. Tübingen 1948. など。具體的事例の多くは一例として C. E. Stevens: Sidonius Apollinaris and his age. Oxford 1933. のリヤカを挙げるべき。
- (33) このことはローマの貴族は、たゞに西非歴史の Codex Theodosianus XI, 22, 4; XI, 1, 34 u. 35) の特権をもち、自領内に徴税の自由を獲得しようとしたが、王國の財政にこれはどの寄與をなしたか、はなはた疑問である。また、實質的なイマニテートを享受しようとしたのはなにからか。また都市在住の小土地所有者への課税については、H. Dannenbauer: Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich. 2 冊。1950. のリヤカを参照せよ。
- (34) 概括しては R. Buchner: Germanentum und Pastum von Chlodwig bis Pippin. in: Historia Mundi, Bd. V, Bern 1956, S. 142 f. など。註しては同じ著者の「ヤンヌチオン」の有名な Die Provence in merovingischer Zeit. Stuttgart 1933. など。
- (35) R. Buchner: Das merovingische Königtum. S. 148 f. 以下。
- (36) メロヴィング王朝の分國の經過については E. Ewig: Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511—613). Mainz 1952; Ders.: Die fränkischen Teilreiche im 7. Jahrhundert (613—714). Trier 1954. を参照せよ。
- (37) このリヤカについては本稿で詳述することにはなる。このリヤカは最近の注目すべき研究の「ロビン・カーマン」の著 A. Bergengruen の研究 Adel und Grundherrschaft im Merowingereich. Beiheft 41 f. VSWG. Wiesbaden 1958. など。リヤカを挙げて置かなくてはならぬ。
- (38) ナンヌンヌン王の事蹟については Gregor von Tours: Hist. Francorum. III. などを参照せよ。
- (39) この興味ある事情については Gregor von Tours: Hist. Francorum. III, 36. を参照せよ。ナンヌンヌン王のあとには、その子チアネウアルトが即位したが、チアネウアルトの王権をめぐって、父王が登用したローマ人高級役人の身邊を保護することができなかつたのは、それほマンヌン民衆(またマンヌン貴族)の反抗が強かつたことによるからである。
- (40) 東マンヌン諸國の經濟機構の脆弱性については、拙稿『民族移動期部族國家の性格』(『西洋封建社會成立期の研究』所収)をみられた。
- (41) 内閣の註釋については W. Schulze: Deutsche Geschichte. Bd. II, S. 127—171. など。註しては F. Dahn: Urgeschichte der germanischen und romanischen Völker. 2 冊。1908. など。

schen Völker. Bd. III. Berlin 1883. を参照せよ。また種々のエッセイを織り混ぜた興味ある敘述は Gregor von Tours: Hist. Francorum. の隨所に満ちてゐる。

(53) エレンヌの周知の構想は、わが國の學界にもあまりに多量である。詳しくは H. Pitre: Mahomet et Charlemagne. Paris et Bruxelles 1937. 参照。

(54) E. Mühlbacher: Deutsche Geschichte unter den Karolingern. 1896. の書物は久しく入手困難であつたが、最近タムントタットの Wissenschaftliche Buchgesellschaft から複製本が出し(一九五九年)便利となつた。同書第一章を参照せよ。

(55) 拙稿『中世初期村落史研究の問題點』、『西洋封建社會成立期の研究』所収)参照。

(56) この問題を掘りさげること、今後におけるフランク王國の經濟史研究における最も基本的な點であると考へ

る。しかしこれをおこなうにあたり、フランク時代、特にメロヴィング王朝時代に大ケルントヘルシヤフトが一般的に存在したかどうかといつた問題のたてかたは、もはや今日では核心に觸れた研究とはいひ難い。その意味では、ケルント學派の一人である S. Hofbauer の研究 Die Aus-bildung der grossen Grundherrschaften im Reiche der Merovinger. Baden bei Wien 1927. のことを、あまり参考にはならぬ。われわれはもっと具體的な地域史研究、例えば Alex. Bergstruen の前掲書や R. Sprandel: Der merovingische Adel und die Gebiete östlich des Rheins. Freiburg i. Br. 1957. あるいは E. Ewig: Trier im Merovingereich. Trier 1954. のことを手引きとして、原史料のよきと實證的研究を推しすすめなければならぬ。

(一九五九・一〇・六)(一橋大學教授)